

## 導入促進基本計画

### 1 先端設備等の導入の促進の目標

#### (1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

当町は、青森県の西南部に位置し、西は日本海に面し、東は鱒ヶ沢町、南は秋田県に接する県境の町である。地形は、南北に約78kmを有する海岸線から山岳地帯まで変化に富み、日本海に沈む夕陽や世界自然遺産に登録された「白神山地」など、自然景観豊かな地域である。

また、総面積488.89km<sup>2</sup>は青森県内の市町村で5番目の広さであり、そのうち山林原野が90%以上を占めているため、海岸線まで険しい山岳地帯が迫っている地勢となっており、国道、JRともに海岸線に沿う形で敷設されている。

気候においては、日本海を北上する対馬海流（暖流）の影響で沿岸部の積雪は少ないが、山間部は豪雪地帯となっており、南北に長い町のため、南と北の地域では天候が異なる日も少なくない。

人口は、平成30年3月末で8,359人、男性3,937人、女性4,422人となっており、65歳以上の人口割合は46%と県内でも上位の高齢化比率となっている。

産業別就業者人口は、平成27年国勢調査によると、当町の基幹産業である農業、漁業等の第一次産業が25%であるが、中山間地特有の小規模農家や個人経営の漁業者が大半となっている。

第二次産業の就業者人口は20%で、建設業と製造業が主となっているが、公共事業の減少、人口減少に伴う国内需要の減少や大企業の海外移転等の経営変化の影響を受け、厳しい状況が続いている。

第三次産業の就業者人口は54%で、卸売・小売業や宿泊業、飲食サービス業が主である。卸売・小売業においては、家族経営による小規模事業者が多く、後継者不足により、地域の商店街では、商店数が減少し、空き店舗が顕著となっている。また、宿泊業や飲食サービス業は、春から秋にかけて、世界遺産の「白神山地」や津軽国定公園に含まれている「十二湖」、人気の「JR五能線」から見る日本海の夕陽等の景勝地により、観光客が多く訪れているが、冬季間は観光客が激減する悩みを抱えている。

このように極めて厳しい地域情勢において、地域の中小企業は、従事者の高齢化や人手不足、施設・設備等の老朽化等の課題に直面している。このままでは、経営が成り立たず、廃業に追い込まれることとなり、地域経済の縮小、地域活力の減退など、さまざまな悪循環を生みだし、地域社会の存続に甚大な影響を与えることが危惧される。

当町においては、中小企業が地域経済・雇用を支える存在として重要な役割を果

たしているため、創業・企業支援、中小企業者への円滑な資金供給とその経営支援体制の強化等の各種事業を推進するとともに、中小企業が所有する老朽化した設備を生産性の高い先端設備へ更新するよう促し労働生産性を向上させることで、中小企業が抱えている課題を解消するものである。

## (2) 目標

生産性向上特別措置法第37条第1項の規定に基づく導入促進基本計画を策定し、中小企業者の先端設備等の導入を促すことで、深浦町経済の維持・成長を目指す。については、計画期間中に5件程度の先端設備等導入計画の認定を目標とする。

## (3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性（導入促進指針に定めるものをいう。）が年率3%以上向上することを目標とする。

## 2 先端設備等の種類

当町の基幹産業である第一次産業の産業別就業者人口は、米の価格の下落や有害鳥獣被害、後継者・担い手不足等から平成17年の1,262人から平成27年には920人に減少している。

第二次産業においても、建設業の割合が高く、公共事業等の影響を受けやすいことから、平成17年の1,213人から平成27年には743人に減少している。

また、第三次産業においても、インフラの整備が進み近隣市町への移動時間が短縮され、町外の大型スーパー及び大型ショッピングセンター等に消費が大量に流出していることや、事業者の高齢化及び後継者不足が、地元の商店街に影響を与えており、就業者人口は平成17年の2,295人から平成27年には2,005人に減少している。

このように、きわめて厳しい地域情勢において、当町の中小企業は、農林水産業、建設業、製造業、卸売・小売業、サービス業等と多岐にわたっており、多様な業種が、当町の経済、雇用を支えているため、これらの産業で、広く中小企業者の生産性向上を実現させる必要がある。

よって、本計画において対象とする設備は、多様な産業の多様な設備投資を支援する観点から、経済産業省関係生産性向上特別措置法施行規則第1条第1項に定める先端設備等の全てとする。

## 3 先端設備等の導入の促進の内容に関する事項

### (1) 対象地域

当町は、昭和30年と平成17年の町村合併により現在の深浦町となった。そのため、大きく旧深浦町、旧大戸瀬村、旧岩崎村の3つの地域に分けられるが、いず

れも同じように農林水産業を基幹産業とし、建設業、製造業、卸売・小売業、サービス業等と多岐にわたっており、多様な業種が地域経済を支えてきたことから、それぞれ各産業の地域分けが明確ではなく、域内に広がっているため、事業者の生産性向上を実現する観点から、本計画において対象とする地域は町内全域とする。

## (2) 対象業種・事業

前述のとおり、当町の産業は、農林水産業、建設業、製造業、卸売・小売業、サービス業等と多岐にわたって、多様な業種が、経済、雇用を支えており、これらの産業を支援するため、本計画において全ての業種を対象とする。

また、生産性向上に向けた事業者の取組は先端設備の導入による業務の効率化、新商品の開発、省エネの推進等、多様である。したがって本計画において労働生産性が年率3%以上向上することに資すると見込まれる事業であれば、幅広く対象とする。

## 4 計画期間

### (1) 導入促進基本計画の計画期間

国が同意した日から3年間とする。

### (2) 先端設備等導入計画の計画期間

3年間、4年間、5年間とする。

## 5 先端設備等の導入の促進に際し配慮すべき事項

- ①人員削減を目的とした取組を計画認定の対象としない、設備導入に伴う人員増が、労働生産性の評価に当たって不利にならない等、雇用の安定に配慮する。
- ②公序良俗に反する取組や、反社会的勢力との関係が認められるものについては、計画認定の対象としない等、健全な地域社会の発展に配慮する。
- ③町税を滞納している者については、計画認定の対象としない等、納税の円滑化及び公平性に配慮する。

(備考)

用紙の大きさは日本工業規格A4とする。